

農林水産関係事業等検査要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要領は、法令・規則、その他農業水産局及び農林基盤局（以下、農林水産部門という。）所管の県営工事等及び補助事業に係る検査について必要な事項を定めるものとする。なお、別に検査についての定めがある事業等については、その定めによるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、「農林水産関係工事等施行に関する事務取扱要領」（以下「事務取扱要領」という）第2条に定めるところによるほか、次の各号に定めるところとする。

(1) 県営工事等

農林水産部門所管の県営工事等をいう。

(2) 補助事業

農林水産部門所管の補助金等交付要綱に基づいて施行される事業をいう。

(3) 局長

前項(1)(2)の検査において、農業水産局所管については農業水産局長をいい、農林基盤局所管については農林基盤局長をいう。なお、農業水産局所管の工事等で農林基盤局農林総務課が行う検査については農林基盤局長とする。

第2章 県 営 工 事 等

(検査の種類等)

第3条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 完了検査

完了検査は、次の場合に行うものとする。

ア 工事等が完了したとき。

イ 部分引渡しにおける指定部分に係る工事等が完了したとき。

(2) 出来形検査

出来形検査は、次の場合に工事等の既済部分について行うものとする。

ア 部分払、若しくは部分使用をしようとするとき。

イ 履行遅延の場合において、継続施工を承諾して損害金を徴収するとき。

ウ 工事等の施行を中止しようとするとき。

エ 契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査

中間検査は、次の場合に行うものとする。

ア 工事等の適正な技術的施行を確保しようとするとき。

イ 給付の内容を工事等の施行中に確認しようとするとき。

(検査の実施機関)

第 4条 検査は、別表 1 の区分により実施するものとする。

ただし、事務所が行う検査についても局長が必要と認めた場合は、本庁で実施することができる。

2 本庁において契約し、施行する工事等については本庁で検査するものとする。

(検査員の任命)

第 5条 検査員の任命は、本庁で実施する検査においては局長が、事務所で実施する検査においては所長が検査員任命簿又はその他の方法により行うものとする。

2 検査員は、職員のうちから任命するものとする。

3 検査員の任命の時期は、次のとおりとする。

(1) 完了検査

ア 本庁で実施する検査は、本庁契約工事にあつては事務所の担当者から工事完了届の送付のあったとき、所長委任工事等にあつては事務所の担当者から完了の連絡があったとき、また本庁施行工事にあつては完了届の提出があったとき。

イ 事務所で実施する検査は、完了届の提出があったとき。

(2) 出来形検査

ア 部分払の出来形検査請求書の提出があったとき。

イ 部分使用をしようとするとき。

ウ 履行遅延の場合において、継続施工を承諾して損害金を徴収するとき。

エ 工事等を中止しようとするとき。

オ 契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査

局長又は所長が、中間検査の実施を必要と認めたとき。

4 農業水産局長は、農業水産局所管の工事等で本庁検査に係る検査員を農業水産局において任命することが困難な場合は、協議の上検査員の任命を農林基盤局長に依頼することができる。

(検査の時期)

第 6条 工事の完了検査は、完了届を受理した日から起算して14日以内に、測量等の完了検査は、完了届を受理した日から起算して10日以内に行わなければならない。

2 前項の完了検査以外の検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。

(検査の連絡及び準備)

第 7条 本庁の検査員は、検査を行う場合は、検査の種類、検査日、検査員職氏名及び検査対象工事等を事務所の担当者に連絡するものとする。

2 事務所の担当者は、前項の連絡があったとき、又は事務所で検査を行う場合は、次の各号について措置するものとする。

(1) 監督員に対する検査実施の連絡

(2) 第1項の連絡の内容に準じた契約者に対する検査実施の連絡

- (3) 契約図書及び契約図書により提出が義務付けられた工事写真、出来形管理、品質管理等の関係書類又は測量等の成果品等の準備
- (4) 検査に必要と認められる用具の準備
- (5) その他必要と認められる事項

(検査の立会)

第 8条 検査員が検査を行うときは、次の各号に掲げる者は、検査に立会うものとする。

- (1) 工事等の監督員。監督員に事故等があったときは、所長の指名した職員
- (2) 工事の請負者又は現場代理人及び主任技術者（監理技術者）
- (3) 測量等の受注者又は管理技術者。必要があれば照査技術者

2 検査には、所長が指名した職員も立会うことができる。

(検査の実施)

第 9条 検査員は、検査に際し、関係者から関係書類及び物件の提示若しくは提出又は事実の説明を求めることができる。

- 2 検査は、現地において、又は目的物について設計図書等に基づいて、出来形、品質、性能、数量、その他必要な事項について確認するものとする。
- 3 前2項の検査において必要があると認めるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができる。
- 4 検査に際して、地下若しくは水中等にあって、外部から検査を行い難い部分については、工事記録及び写真等により確認することができる。
- 5 検査を行うにあたり、必要な検査基準については別に定める。
- 6 検査員は、検査の記録を整備しておかなければならない。

(検査の中止)

第10条 検査員は、次の各号の一に該当するときは、検査を中止し、速やかにその旨を任命者に報告するものとする。

- (1) 契約者が検査の執行を妨害し、又は検査の執行に協力しないとき。
- (2) 修補補正等の部分がはなはだしいとき。
- (3) その他工事等施行結果に重大な欠陥があったとき。

(検査の報告及び通知)

第11条 検査員は、検査を行ったときは、次の各号により検査調書等を作成し、任命者に提出するものとする。

- (1) 完了検査

完了検査調書を作成する。

この場合において、検査の結果その給付が当該契約の内容に適合しないと認められるときは、修補補正調書を作成し、完了検査調書に添付する。

- (2) 出来形検査

出来形検査調書を作成する。

(3) 中間検査

中間検査報告書を作成する。

この場合において、検査の結果その給付の内容に不完全な部分があると認められるときは、修補補正調書を作成し、中間検査報告書に添付する。

- 2 前項の検査調書等は、次の各号により処理するものとする。
ただし、修補補正調書が添付されている場合の取扱いとは次条による。

(1) 完了検査

ア 本庁の検査員は、工事等の完成を認める内容の完了検査調書を作成したときは、これを事務所の担当者に送付するものとし、通知書の添付は要しない。また、本庁契約工事等にあつては、局長は検査合格通知書を契約者に送付するものとする。

イ 所長は、特別承認工事及び所長委任工事において、工事等の完成を認める完了検査調書について本庁の検査員から送付があつたとき又は事務所の検査員から提出があつたときは、検査合格通知書を契約者に送付するものとする。

(2) 出来形検査

ア 局長は、本庁契約工事のうち、契約解除に係るものについては、事務取扱要領第25条により処理するものとする。

イ 所長は、部分払に係る出来形検査結果通知書を契約者に送付し、本庁契約工事にあつては、出来形検査調書を局長に送付するものとする。なお、部分払を除く場合の出来形検査調書の取扱いについては、事務取扱要領第21条、第24条、第25条及び第28条により処理するものとする。

(3) 中間検査

本庁の検査員は、中間検査報告書のうち必要と認めたものについては、その写しを事務所の担当者に送付するものとし、通知書の添付は要しない。

(修補補正の命令)

- 第12条 局長は、検査員から本庁契約工事の修補補正調書を受領したときは、修補補正指示通知書に完了検査調書又は中間検査報告書の写しを添えて所長に通知するとともに、修補補正指示書により、所長を経由して契約者に修補補正を命ずるものとする。
なお、本庁施行工事等にあつては修補補正指示書により直接契約者に修補補正を命ずるものとする。

- 2 局長は、検査員から特別承認工事又は所長委任工事に係る修補補正調書を受領したときは、完了検査調書又は中間検査報告書に修補補正調書を添えて所長に送付するものとする。
- 3 所長は、局長から前項の修補補正調書を受領したとき、又は検査員から所長委任工事の修補補正調書を受領したときは、修補補正指示書により契約者に修補補正を命ずるものとする。
- 4 検査員は、修補補正を要する部分の内容が軽易であると認めた場合は、検査の際に修補補正指示票を契約者に交付することができるものとする。

(修補補正の確認等)

第13条 所長は本庁契約工事に係る修補補正完了届を受理したときは、修補補正完了報告書に修補補正完了届を添付して、局長に送付するものとする。また、特別承認工事及び所長委任工事のうち本庁において完了又は中間検査を実施した工事等に係る修補補正完了届を受理した場合は、修補補正完了報告に修補補正完了届の写しを添付して局長に送付するものとする。

2 局長又は所長は、修補補正完了届又は修補補正完了報告を受理したときは、完了又は中間検査を行った職員を修補補正に係る検査員に任命するものとする。なお、完了又は中間検査を行った職員がやむを得ず修補補正に係る検査を行うことができない場合は、他の職員を任命することができる。

3 前項の任命を受けた検査員は、修補補正指示書に係る給付の内容について確認するため、任命後延滞なく検査を行わなければならない。なお、検査にあたっては第7条から第9条の規定を準用するものとする。

4 検査員は、修補補正に係る検査を完了したときは、速やかに任命者に修補補正完了検査調書を提出するものとする。

5 局長又は所長は、前項の検査調書を受理したときは、第11条第2項第1号又は第3号に準じて処理するものとする。

6 前条第4項の規定に基づき、修補補正指示票により処理した修補補正が完了したときは、前5項の規定にかかわらず、当該工事の監督員は完了を確認のうえ、この旨を上司に報告し、完了を証することのできる書類、工事写真等を添えて検査員に通知するものとする。

なお、検査員は、通知された書類、工事写真等の内容の確認をもって修補補正完了検査に代えることができるものとする。

7 前項の規定に基づき修補補正の完了を確認した検査員は、速やかに第11条の規定により中間検査及び完了検査の報告を行うものとする。

(臨機の措置)

第14条 検査員は、検査にあたり、事態が重大でかつ、処理に急を要すると認める事項があるときは、直ちに任命者に報告し、その指示を受けなければならない。

(工事等成績の評定)

第15条 工事等が完了したときは、その成績について別に定める農林水産関係工事等成績評定要領により評定するものとする。

第3章 補 助 事 業

(適用範囲)

第16条 本章による検査の範囲は、第2条第2項で定める補助事業とする。

(検査の種類)

第17条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 確認検査

補助事業の完了を確認するため行う検査

ア 確認検査（完了）

補助事業が完了し、補助事業者から補助事業実績報告書又は完了届が提出され、その内容、成果を確認する検査

イ 確認検査（部分完了）

補助事業の一部が完了し、補助事業者から部分完了届が提出され、その内容、成果を確認する検査

(2) 中間検査

工事等の適正な技術的施行を確保するため、必要な場合に行う指導的検査、又は補助事業の遂行状況等を確認する検査

(検査の実施機関)

第18条 検査は原則として、別表1の区分により実施するものとする。ただし、事務所が行う検査についても、局長が必要と認めた場合は本庁で実施することができる。

(検査員の任命)

第19条 検査員の任命は、本庁で実施する検査においては局長が、事務所で実施する検査においては所長が検査員任命簿又は第5条第1項に準ずる方法により行うものとする。

2 検査員は、職員のうちから任命するものとする。

3 検査員の任命の時期は、第5条第3項に準ずるものとする。

4 農業水産局長は、農業水産局所管の事業等で本庁で実施する検査に係る検査員を農業水産局において任命することが困難な場合は、協議の上検査員の任命を農林基盤局長に依頼することができる。

(検査の時期)

第20条 検査は原則として、次の時期に行うものとする。

(1) 確認検査

ア 確認検査（完了）

補助事業が完了し、補助事業者から補助事業実績報告書又は完了届等の提出があったときに遅滞なく実施する。

イ 確認検査（部分完了）

補助事業者から、補助事業の部分完了届が提出されたときに遅滞なく実施する。

(2) 中間検査

補助事業の施行中で、局長又は所長が検査を必要と認めたとき。

(検査の依頼及び通知)

第21条 事務所の担当者は、補助事業者から事業実績報告書又は完了届等の提出があった場合は、本庁検査に係る事業についてはこの写しを本庁の検査員に送付するものとし、依頼書の添付は要しない。

2 局長又は所長は、検査を実施するときは補助事業者に対し、検査の種類、検査日、検査員職氏名及び検査対象事業等を通知するものとする。

ただし、本庁で実施する場合は、事務所の担当者を経由（本庁で補助金等交付の決定をした事業は除く）するものとし、通知書の添付は要しない。

3 前項の通知に際しては、検査に必要な関係書類及び用具等を準備させるものとする。

(検査の立会)

第22条 所長は、検査に際しては、関係職員を立会わせるよう配慮するものとする。

(検査の実施)

第23条 検査は、補助事業の計画と実績並びに補助事業者等の完成検査内容を調査し、事業の適否、完了を確認する。なお、事業の適否については、次の各号を確認するものとする。

- (1) 補助金交付関係書類
- (2) 予算措置及び歳入、歳出の処理状況
- (3) 事業に関する収入、支出関係書類帳簿
- (4) 事業の執行状況
- (5) その他必要な事項

2 検査を行うにあたり、補助事業者自らが契約、支払義務等に関する定め、或いは給付の完了の確認等のための検査基準等を設けている場合はこれにより、設けていない場合の検査については第9条を準用するものとする。

3 実地検査に関し、破壊検査をすることができる。この場合において破壊箇所の復旧費は補助事業者の負担であることを確認させたいものとする。

4 前項により破壊検査を実施したときは、補助事業者に必要な事項の記録及び写真の撮影等をさせるとともに、破壊箇所の復旧を直ちに行うよう指示するものとする。

(検査後の措置)

第24条 検査員は、検査を終了したときは、確認検査調書又は中間検査報告書を任命者に提出するものとする。

本庁検査のうち、その補助金等交付の決定が事務所に係るものにあつては、本庁の検査員は検査結果を事務所の担当者に送付するものとし、通知書の添付は要しない。

2 検査員は、前項の場合において、補助事業等の成果が補助金等交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合しないと認められるときは、適合しない部分の内容を記載し確認検査調書に添えて提出するものとする。

(是正のための措置)

第25条 前条第2項の報告を受けた局長又は所長は、その不適合部分の内容を関係補助事業者へ通知し、補助金等交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するよう是正させるものとする。

2 不適合部分の内容が、次の各号に該当すると認められるときは、検査員自ら補助事業者に対し、是正指示票により、是正を指示することができるものとする。

- (1) 利害得失、或いは権利義務の生じない追認又は訂正書類を作成するとき。
- (2) 是正改善に要する期間が、検査後7日以内でかつこれに要する経費が100,000円未満の工事（橋梁、擁壁、暗渠、樋門等の本体の重要構造物は除く）であること。

- 3 前 2項による通知及び是正指示を受けた補助事業者が、是正の措置を行う意思がないと認めたときは、知事は是正命令書により是正の命令を行うものとする。

(是正措置完了の報告)

第 26条 前条に基づく是正のための措置が完了したときは、局長、所長又は検査員は補助事業者に完了の報告をさせるものとする。

(是正措置完了の確認)

第 27条 前条の報告を受理した場合の検査は、原則として当該事業を検査した検査員が行うものとする。

- 2 前項の検査で、その内容が第25条第2項第2号に該当する場合は、工事記録、工事写真、関係書類、資料等によりその内容を確認することをもって是正措置完了の確認に代えることができるものとする。

第 4 章 そ の 他

(検査実績の送付)

第 28条 事務所の担当者は、検査実績を翌年度 4月 5日までに送付するものとする。

(その他)

第 29条 この要領によりがたい場合の検査については、この要領に準じて検査するものとする。

付 則

- 1 この要領は、平成12年 10月 1日から施行する。
- 2 農地林務関係事業等検査要領（平成 2年 4月 1日施行）は廃止する。
- 3 この要領の施行前に締結された工事等については、なお従前の例による。
- 4 この要領施行の際、現に改正前の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、改正後の規定にかかわらず、使用することができる。
- 5 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 6 この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 7 この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 8 この要領は、令和 3年 1月 1日から施行する。
- 9 この要領は、令和 6年12月 2日から施行する。

別表 1

検 査 の 実 施 機 関

県 営 工 事 等	本 庁	完了検査	農地関係 本庁契約工事等並びに原則5,000万円以上の所長委任工事等
			林務関係 本庁契約工事等並びに原則2,000万円以上の所長委任工事等
			農業水産関係 本庁契約工事等並びに特別承認工事等
		中間検査	必要と認められる工事等
		出来形検査	本庁施行工事及び本庁契約工事等のうち契約解除にかかる検査
	事務所	完了検査	本庁で実施する検査を除く
		中間検査	必要と認められる工事等
		出来形検査	本庁で実施する検査を除く
補 助 事 業	本 庁	確認検査 (完了)	本庁で交付決定した事業
			農地関係 必要と認められる事業
			林務関係 工事等に係る原則当初事業費2,000万円以上の事業
			農業水産関係 必要と認められる事業
		確認検査 (部分完了)	必要と認められる事業
		中間検査	必要と認められる事業
	事務所	確認検査 (完了)	本庁で実施する検査を除く
		確認検査 (部分完了)	必要と認められる事業
		中間検査	必要と認められる事業

注) 林務関係の名古屋市に係る検査は、本庁で実施する。

検査調書の調製と保管

県営工事等

農地関係

検査の種類	契約担当 検査担当	本庁契約工事	所長委任工事	
			原則5,000万円以上	原則5,000万円未満
完了検査	本庁	知事2部 (契約・検査)	知事2部 (検査・事務所)	
	事務所			所長2部 (事務所)
出来形検査	本庁	知事2部 (契約・検査)		
	事務所	知事2部 (契約・事務所)	所長1部 (事務所)	左に同じ
中間検査	本庁	知事1部 (検査)	左に同じ	左に同じ
	事務所	所長1部 (事務所)	左に同じ	左に同じ

林務関係

検査の種類	契約担当 検査担当	本庁契約工事	所長委任工事	
			原則2,000万円以上	原則2,000万円未満
完了検査	本庁	知事2部 (契約・検査)	知事2部 (検査・事務所)	
	事務所			所長1部 (事務所)
出来形検査	本庁	知事2部 (契約・事務所)		
	事務所	知事2部 (契約・事務所)	所長1部 (事務所)	左に同じ
中間検査	本庁	知事1部 (検査)	左に同じ	左に同じ
	事務所	所長1部 (事務所)	左に同じ	左に同じ

農業水産関係

検査の種類	契約担当 検査担当	本庁契約工事	特別承認工事	所長委任工事
完了検査	本庁	知事2部 (契約・検査)	知事2部 (検査・事務所)	
	事務所			所長1部 (事務所)
出来形検査	本庁	知事2部 (契約・検査)		
	事務所	知事2部 (契約・事務所)	所長1部 (事務所)	左に同じ
中間検査	本庁	知事1部 (検査)	左に同じ	左に同じ
	事務所	所長1部 (事務所)	左に同じ	左に同じ

注1 契約、検査とは、本庁のそれぞれの担当をいう。

2 中間検査の本庁分について、中間検査報告書を事務所に1部（写し）を送付する。

様式の取扱いについて

この検査要領の様式は、工事を基本として定めたものである。委託契約、補助事業等の場合にあっては、適宜改めて使用することができる。

なお、測量・調査・設計等の委託契約の場合は、次のとおり改めて使用する。

1) 委託契約

工事名－委託業務名 工事場所－委託場所(納入場所) 請負代金額－業務委託料

請負者－受注者 工 期－履行期間 工事内容－業務委託内容

2) 補助事業

修補補正－是正(措置) 工事名－事業名 工事内容－事業場所

様式一覧表

様 式 名	番 号	様 式 名	番 号
検査員任命簿	1	修補補正完了検査調書	5－8
検査員任命	1－2	削除のため欠番	6
出来形 検査調書 完 了	2	補助事業検査の実施について(通知)	6－2
指定部分完了検査調書	2－2	完 了 確認検査調書 部分完了	7 (農)
削除のため欠番	3	確認検査調書(内訳)	7－2 (甲) (農) 7－2 (乙) (農)
削除のため欠番	3－2	土地改良区用水施設管理事業確認検査調書	8 (農)
検査結果について(通知)	3－3	単独土地改良事業 確認検査調書 (用水機維持管理事業)	9－1 (農)
中間検査報告書	4	排水機械維持管理事業確認検査調書	9－2 (農)
修補補正調書	5	完 了 確認検査調書 部分完了	10 (林)
削除のため欠番	5－2	検査調書内訳	10－2 (林)
修補補正指示書	5－3	是正指示書(票)	11
修補補正指示について (通知)	5－4	是正命令書	12
修補補正指示票	5－5	検査実績について(報告)	13 (農)
修補補正完了届	5－6	検査実績について(報告)	13－2 (林)
修補補正完了届について (進達)	5－7		

様式 1 (参考様式)

檢 查 員 任 命 簿

[illegible]

検査員任命(その他の方法)

文書の余白により処理する場合は、下記による事ができるものとする。

【完了届による場合】

(伺い)	本件工事の検査員に(職	氏名	年 月 日
(検査日	年 月	日)。	)を任命してよろしいか。
(注)	余白に処理案を朱書きし、検査員の任命伺いとすることができる。 (特別承認工事及び所長委任工事の場合)		

【完了届進達による場合】

(伺い)	本件工事の検査員に(職	氏名	年 月 日
(検査日	年 月	日)。	)を任命してよろしいか。
(注)	余白に処理案を朱書きし、検査員の任命伺いとすることができる。 (特別承認工事及び所長委任工事の場合)		

【出来形検査請求書による場合】

(伺い)	本件工事の検査員に(職	氏名	年 月 日
(検査日	年 月	日)。	)を任命してよろしいか。
(注)	余白に処理案を朱書きし、検査員の任命伺いとすることができる。		

(備考)

- 1 起案日(収受日)=任命日となる
- 2 受命者に周知するものとする。

様 式 2

出 来 形 検 査 調 書
完 了

年 月 日

愛知県知事 殿

(〇〇事務所長)

検査員職 氏名

検査の結果については、下記のとおりです。

記

工 事 名			
工 事 場 所	地内		
請 負 代 金 額	金	円	
工 期	着 手 完 了	年 月 日 年 月 日	
完了年月日	年 月 日		
請 負 者			
検 査 年 月 日	年 月 日		
出 来 高 金 額	金額 円	出来形パーセント	%
検 査 立 会 人			
検 査 結 果	☐ 本工事は、設計書、図面及び仕様書に基づいて完成していることを認めます。 ☐ 本工事の出来高は、設計書、図面及び仕様書に基づいて、上記のとおり完成していることを認めます。 ☐ 別紙の修補補正が必要です。 備 考 該当 ☐ 内に×印記入のこと。		
摘要	原契約締結 年 月 日 金額 円 変更契約締結 年 月 日 金額(増減) 円		

$$\frac{\text{出来形パーセント}}{100}$$

指定部分完了検査調書

年 月 日

愛知県知事 殿
(〇〇事務所長)

検査員職 氏名

検査の結果については、下記のとおりです。

記

工 事 名			
工 事 場 所	地内		
請 負 代 金 額	金	円	
工 期	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日	
指定部分完了 年 月 日	年 月 日		
請 負 者			
検 査 年 月 日	年 月 日		
指定部分に相 応する請負代 金 額	金額 円	出来形パーセント	%
検 査 立 会 人			
検 査 結 果	☐ 本工事の指定部分は、設計書、図面及び仕様書に基づいて、上記のとおり完成 していることを認めます。 ☐ 別紙の修補補正が必要です。 備 考 該当□内に×印記入のこと。		
摘要	原契約締結	年 月 日	金額 円
	変更契約締結	年 月 日	金額(増減) 円

第

号

年

月

日

様

愛 知 県 知 事

(愛知県〇〇事務所長)

検査の結果について(通知)

下記工事は、年 月 日の検査に合格しました。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請 負 代 金 額

金 円

4 契約締結年月日

年 月 日

5 引渡し完了年月日

年 月 日

様 式 4

中 間 検 査 報 告 書

年 月 日

愛知県知事 殿

(〇〇事務所長)

検査員職 氏名

検査の結果については、下記のとおりです。

記

工 事 名				
工 事 場 所	地内			
事 業 主 体 (施 行 主 体)				
工 期	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
契 約 状 況	原契約締結	年	月	日 金額 円
	変更契約締結	年	月	日 金額(増減) 円
請 負 者				
検 査 年 月 日	年	月	日	出来形パーセント %
検 査 立 会 人				
検 査 指 導 事 項				

様式 5

修 補 補 正 調 書

不 完 全 な 給 付 内 容	修 補 補 正 さ せ る 内 容

注 修補補正指示票を交付した場合は、指示票写しの添付をもって代えることが出来る。

第 号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事
(愛知県〇〇事務所長)

修補補正指示書

完了検査
下記工事は、指定部分完了検査の結果、給付内容が不完全なため、愛知県〇〇〇〇契約
中間検査

約款第〇条の規定により、 年 月 日までに修補補正することを指示します。
なお、修補補正が完了したときは、「修補補正完了届」を提出してください。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	金	円	
工 期	着 手	年	月 日
	完 了	年	月 日
不 完 全 な 給 付 内 容		指 示 内 容	

第 号
年 月 日

〇 〇 事 務 所 長 殿

〇 〇 〇 〇 局 長

修補補正指示について(通知)

下記工事については、年 月 日

完了検査
指定部分完了検査
中間検査

をしたところ、別添調書

のとおりその給付内容に不完全な部分があるため、別添修補補正指示書のとおり、請負者に修補補正を命ずる必要があることから、修補補正指示書を交付のうえ指導監督して下さい。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請 負 者

修 補 補 正 指 示 票

年 月 日

様

検査員職氏名

請 負 者	
監 督 員	
工 事 名	
工 事 場 所	
修 補 補 正 期 限	年 月 日
指 示 事 項	1. 修補補正が完了したときは、監督員に報告のこと。
上記の指示による修補補正が完了したことを 年 月 日に確認する。	
確認者職氏名	

請負者、監督員欄は署名とする。

修 補 補 正 完 了 届

年 月 日

愛知県知事 殿
(愛知県〇〇事務所長)

請負者
住 所
氏 名(名称及び代表者氏名)

下記のとおり修補補正を完了しました。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
(指 定 部 分) 完 了 年 月 日	年 月 日
修 補 補 正 期 限	年 月 日
修補補正完了年月日	年 月 日
摘 要	

注 変更契約のある場合は、その締結年月日を摘要欄に記入のこと。

様式 5－7

第 号
年 月 日

〇 〇 〇 〇 局 長 殿

〇 〇 事 務 所 長

修補補正完了届について(通知)

下記工事について、別添のとおり修補補正完了届が提出されました。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

修補補正完了検査調書

年 月 日

愛知県知事 殿
(愛知県〇〇事務所長)

検査員職氏名

検査の結果については下記のとおりです。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
(指 定 部 分) 完 了 年 月 日	年 月 日
請 負 者	
修 補 補 正 期 限	年 月 日
修補補正完了年月日	年 月 日
修 補 補 正 完了 検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	

第 号
年 月 日

様

愛知県〇〇〇〇局長
(愛知県〇〇事務所長)

補助事業検査の実施について(通知)

愛知県補助金等交付規則第 14 条の規定によって、下記のとおり検査を実施します。

記

1 検査の種類

補助事業 〇〇検査

2 事業名

年度 〇〇〇〇事業

地区路線名等

3 検査日

年 月 日

4 検査職員

5 その他

様式7(農)

完了
部分完了 確認検査調書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
(愛知県〇〇事務所長)

検 査 員 職 氏 名
(二人以上のときは、併記すること)

完了
部分完了
下記のとおりを確認しました。

記

- 1. 事 業 名
- 2. 事 業 主 体 名
- 3. 着手完了(予定)年月日 (着手) 年 月 日(完了) 年 月 日
- 4. 確 認 検 査 年 月 日 年 月 日
- 5. 計 画 事 業 費 円 同左補助金 円
- 6. 確 認 事 業 費 円 同左補助金 円

内 訳

地区名等	工 種	計 画			完了・部分完了確認			摘 要
		事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金	
			円	円		円	円	
計								

注1. この調書は、交付決定単位に作成すること。

2. 地区別に、検査年月日、又は、検査員の相違する場合は、摘要欄にそれぞれの検査年月日及び職氏名を記入すること。

3. 山村振興営農環境整備事業、単独土地改良事業にあつては、工種欄に補助金交付要綱別表1の採択区分欄の事業名を記入すること。

様式7－2(甲) (農)

確認検査調書 (内 訳)

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
(〇〇事務所長)

検査員職 氏名

検査の結果については、下記のとおりです。

記

1. 事 業 名	
2. 事 業 主 体 名	
3. 地区名又は工事名	
4. 事 業 量	
5. 事 業 費	金 円
6. 設 計 金 額	金 円
7. 契 約 金 額	金 円
8. 契 約 年 月 日	年 月 日
9. 工 事 の 期 間	着手 年 月 日 完了 年 月 日
10. 請 負 者 名	
11. 検 査 立 会 人	
12. 検 査 年 月 日	年 月 日
13. 検 査 結 果	☐ 本事業は検査の結果、完了していることを認めます。 ☐ 別紙のとおり是正が必要です。 備 考 該当□内に×印記入のこと。

様式7—2(乙)(農)

[illegible]

土地改良区用水施設管理事業確認検査調書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

検査員 職 氏 名

下記のとおり確認しました。

記

1. 事業主体名

2. 着手完了年月日 (着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日

3. 確認検査年月日 年 月 日

4. 確認補助金 円

内 訳

[illegible]

様式9－1（農）

単独土地改良事業
（用水機維持管理事業） 確認検査調書

年 月 日

愛知県知事 殿

検査員 職 氏 名

下記のとおり確認しました。

記

1. 事業主体名
2. 着手完了年月日 (着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
3. 確認検査年月日 年 月 日
4. 計画補助対象額 円 同左補助金 円
5. 確認補助対象額 円 同左補助金 円

内 訳

機 場 名	M・E の 別	計 画						確 認						備 考
		台 数	原 動 機		補 助 対 象			台 数	原 動 機		補 助 対 象			
			馬 力	延 馬 力	対 象 金 額	補 助 金	運 転 時 間		馬 力	延 馬 力	対 象 金 額	補 助 金	運 転 時 間	
	M		K w	K w	円	円			K w	K w	円	円		
	E		P s	P s					P s	P s				
	計						M・E 実 時 間						M・E 実 時 間	

（注）馬力はモーターK w、エンジンP s で記入し、補助原動機は含まない。

様式 9－2 (農)

排水機維持管理事業確認検査調書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

検査員 職 氏 名

下記のとおり確認しました。

記

1. 事業主体名
2. 着手完了年月日 (着手) 年 月 日 (完了) 年 月 日
3. 確認検査年月日 年 月 日
4. 計画補助対象額 円 同左補助金 円
5. 確認補助対象額 円 同左補助金 円

内 訳

機場名	M・E の別	計 画						確 認						備 考
		台 数	原動機		補助対象			台 数	原動機		補助対象			
			馬 力	延馬力	対象金額	補助金	運転時間		馬 力	延馬力	対象金額	補助金	運転時間	
	M		K w	K w	円	円			K w	K w	円	円		
	E		P s	P s					P s	P s				
	計						M ・ E 実 時 間						M ・ E 実 時 間	

(注)馬力はモーターK w、エンジンP s で記入し、補助原動機は含まない。

様式10（林）

完 了 確 認 検 査 調 書
部 分 完 了

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿
（ ○ ○ 事 務 所 長 ）

検査員職氏名

検査の結果については、下記のとおりです。

記

事 業 名	
事 業 主 体	
事 業 費	円
補 助 金 額	円
補助金交付決定年月日	年 月 日
事業着手年月日	年 月 日
事業完了年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
立 会 者 職 氏 名	
検 査 結 果	☐ 完了していることを認めます。 ☐ 別紙のとおり是正が必要です。
早期着手承認年月日	年 月 日
摘 要	

様式10—2 (林)

検 査 調 書 内 訳

1 書 類

事業実施関係	☐ 適正と認めます。	☐ 別紙のとおり是正が必要です。
補助金	☐ //	☐ //
入札、契約	☐ //	☐ //
着手、完了	☐ //	☐ //
収入、支出	☐ //	☐ //
事業主体検査	☐ //	☐ //

2 工 事

2-1 請 負 (施行主体)

工事種目			
工事場所			
発注者		請負者	
原契約金額	円	原契約年月日	年 月 日
最終契約金額	円	変更契約年月日	年 月 日
工期	～	変更工期	～
完了年月日	年 月 日	事業主体検査年月日	年 月 日
工事概要			
検査結果	☐ 完了していることを認めます。 ☐ 別紙のとおり是正が必要です。		

2-2 直 営 (施行主体)

事業種目			
事業費	円		
施工場所			
工期	年 月 日 ～ 年 月 日		
完了年月日	年 月 日	事業主体検査年月日	年 月 日
事業概要			
検査結果	☐ 完了していることを認めます。 ☐ 別紙のとおり是正が必要です。		

3 委 託（施行主体 ）

事 業 種 目			
委 託 場 所			
委 託 者		受 託 者	
最 終 契 約 金 額	円	契 約 年 月 日	年 月 日
契 約 期 間	～	完 了 年 月 日	年 月 日
事業主体検査年月日	年 月 日		
委 託 概 要			
検 査 結 果	☐ 完了していることを認めます。 ☐ 別紙のとおり是正が必要です。		

4 物 件（施行主体 ）

事 業 種 目			
物 件 名		発 注 者	
契 約 金 額	円	契 約 者	
納 入 期 限	年 月 日	納 入 年 月 日	年 月 日
納入主体検査年月日	年 月 日		
物 件 概 要			
検 査 結 果	☐ 完了していることを認めます。 ☐ 別紙のとおり是正が必要です。		

5 そ の 他（施行主体 ）

事 業 種 目			
事 業 費	円		
施 行 場 所			
施 行 期 間	～	事業主体検査年月日	年 月 日
事 業 概 要			
検 査 結 果	☐ 完了していることを認めます。 ☐ 別紙のとおり是正が必要です。		

様式 11

是 正 指 示 書 （ 票 ）

年 月 日

様

検査員職氏名

事 業 名
地 区 名
路 線 等 の 名 称
事 業 場 所
請 負 者

上記事業は、検査の結果、次の内容が補助金等の交付の決定
の内容およびこれに附した条件に適合しないので 年 月 日までに適合する
よう是正することを求めます。

不適合の内容

注 3枚複写とし、うち1部は事務所通知用とする。

様式 12

〇〇第 号
〇〇事業主体長

年 月 日付 第 号による実績報告書(完了届)に係る〇〇事

業については、その事業の成果が下記事項において補助金等の交付の決定の内容および
これに附した条件に適合しないと認められますので、これに適合するよう是正すること
を命じます。

年 月 日

愛 知 県 知 事

記

農 林 基 盤 局 長 殿

〇 〇 事 務 所 長

検査実績について(報告)

農林水産関係事業等検査要領第28条に基づく、検査実績は下記のとおりです。

記

区 分	検 査 項 目		件 数	備 考
事務所検査	本庁契約工事	中 間 検 査		
		出 来 形 検 査		
	所長委任工事	完 了 検 査		
		部分完了検査		
		中 間 検 査		
		出 来 形 検 査		
	測量・調査・設計	完 了 検 査		
		中 間 検 査		
		出 来 形 検 査		
	補 助 事 業	確認検査(完了)		
		〃（部分完了）		
		中 間 検 査		
	計			

(注) 補助事業の件数は、交付決定単位とする。

農 林 基 盤 局 長 殿

〇 〇 事 務 所 長

検査実績について(報告)

農林水産関係事業等検査要領第28条に基づく、検査実績は下記のとおりです。

記

区分	費 目							計
	検 査 区 分							
県営工事等	工 事	出 来 形						
		中 間						
		完 了						
	委 託	出 来 形						
		中 間						
		完 了						
	計	出 来 形						
		中 間						
		完 了						
補助事業	確認(部分)							
	中 間							
	確認(完了)							

(注) 1. 費目は目科目を記入する。